

平成 21 年 7 月 31 日
三菱ガス化学株式会社

天然ガス生産基地の爆発事故に関する起訴について

この度、新潟地方検察庁より、平成 19 年 12 月 6 日に発生した弊社天然ガス生産基地における爆発事故に関し、新潟工場の社員一名が業務上過失致死により起訴されました。

本事故において亡くなられた被害者の方のご冥福を衷心よりお祈り申し上げるとともに、ご遺族の皆様に対して、心からのお詫びとお悔やみを申し上げます。

また、近隣住民の皆様をはじめ、行政、監督官庁ほか多くの関係者の皆様に、多大なるご迷惑をおかけいたしましたことにつき、改めてお詫び申し上げます。

今回の措置を厳粛に受け止め、全社を挙げて本事故の教訓を深く心に刻むとともに、今後の企業活動の中に風化させること無く伝承し、二度と同じ過ちを犯さないよう、全力を挙げて安全の確保と信頼の回復に努めてまいります。

以上